

千葉県ハーモニープラザ設置管理条例及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第6号

千葉県ハーモニープラザ設置管理条例及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部を改正する条例

(千葉県ハーモニープラザ設置管理条例の一部改正)

第1条 千葉県ハーモニープラザ設置管理条例(平成11年千葉県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び男女共同参画社会の形成」を「並びに男女共同参画社会の形成及びコミュニティ活動」に改める。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館

第2条に次の1項を加える。

4 第1項第5号に掲げる施設については、千葉県コミュニティセンター設置管理条例(昭和54年千葉県条例第5号)に定めるところによる。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) コミュニティ活動の振興に関すること。

第4条中「障害者相談センター」の次に「及び中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館」を加える。

第5条第1号中「第3条各号」を「第3条第1号から第3号まで及び第5号」に改め、同条第3号中「第15条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第6条第1項中「別表第1に掲げる」を削り、「施設」の次に「のうち、障害者福祉センターの多目的ホール及び屋外スポーツ広場」を加える。

第9条第1項の表を次のように改める。

施設名	休館日
障害者福祉センター	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）
社会福祉研修センター	日曜日及び土曜日
男女共同参画センター	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）

第9条第2項中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第3号及び第4号」に改める。

第10条第1項の表中

「

ことぶき大学校	午前9時から午後5時15分まで	を
社会福祉研修センター		

」

「

社会福祉研修センター	午前9時から午後5時15分まで	に
------------	-----------------	---

」

改め、同表男女共同参画センターの項中「（別表第1男女共同参画センターの項に掲げる施設にあつては、午後5時）」を削り、同条第2項中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第3号及び第4号」に改める。

第11条から第13条までを削る。

第14条中「使用者」を「第6条第1項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）」に改め、同条を第11条とし、第15条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者の指定の手續等）

第13条 市長は、プラザの管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条を削り、第17条を第14条とし、第18条を第15条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部改正)

第2条 千葉県コミュニティセンター設置管理条例(昭和54年千葉県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表千葉県花見川区畑コミュニティセンターの項中「千葉県花見川区畑町1336番地の2」を「千葉県花見川区畑町1336番地2」に改め、同表千葉県花見川区幕張コミュニティセンターの項中「千葉県花見川区幕張町3丁目7730番地の4」を「千葉県花見川区幕張町3丁目7730番地4」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターに次の分館を置く。

名称	位置
千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館	千葉市中央区千葉寺町1208番地2

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の休館日は、千葉県ハーモニープラザ設置管理条例(平成11年千葉県条例第33号)第9条第1項に規定するプラザの休館日(同項の表に掲げる施設の休館日を除く。)の例による。

第17条中「については、」を「については」に改め、「昭和34年千

葉市条例第20号)」の次に「、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の管理については千葉市ハーモニープラザ設置管理条例」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例の廃止）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（指定管理者の指定の手続等の特例）

- 4 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の指定管理者の指定（平成33年3月31日以前を期間の終期とするものに限る。）の手続については、第15条第1項から第4項までの規定にかかわらず、市長は、当該施設の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人等を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「附則第4項前段」と、同条第6項中「前各項」とあるのは「前項及び附則第4項」とする。

別表第1千葉市中央区蘇我コミュニティセンターの項を次のように改める。

千葉市中央区蘇我 コミュニティセン ター	ロビー 幼児室 創作室 創作準備室 講習 室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サ ークル室 大広間 多目的ホール ホール エアロビクス室 図書室 トレーニング室 体育館 ハーモニープラザ分館 創作室 講習室 美術・工芸室 陶芸作業 室 料理実習室 和室 茶室 多目的室 音 楽室 フィットネスルーム ハーモニーホー ル
----------------------------	---

別表第2第1項第1号の表中「910円」を「920円」に、「670円」を「680円」に、「590円」を「600円」に、「610円」を「620円」に、「1,010円」を「1,020円」に改める。

別表第2第1項第2号の表中「660円」を「670円」に、「650円」を「660円」に、「640円」を「650円」に、「630円」を「640円」に、「670円」を「680円」に、「3,160円」を「3,210円」に、

「

エアロビクス室	440円
---------	------

を
」

「

エアロビクス室	440円	
ハーモニープラザ分館	創作室	440円
	講習室1	250円
	講習室2	210円
	講習室3	440円
	講習室4	440円
	美術・工芸室	470円
	陶芸作業室	590円
	料理実習室	440円
	和室1	170円
	和室2	150円
	茶室1	30円
	茶室2	20円
	多目的室	480円
	音楽室	350円
ハーモニーホール	1,830円	

に
」

改める。

別表第2第1項第4号の表中「800円」を「810円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

別表第2第1項第5号の表中「1,840円」を「1,870円」に改める。

別表第2第1項第6号の表中「570円」を「580円」に、「640円」を「650円」に、「1,680円」を「1,710円」に改める。

別表第2第1項第7号の表中「540円」を「550円」に、「1,260円」を「1,280円」に改める。

別表第2第1項第8号の表中「1,100円」を「1,120円」に改める。

別表第2第1項第9号の表中「620円」を「630円」に、「1,330円」を「1,350円」に改める。

別表第2第1項第10号の表中「1,580円」を「1,600円」に改める。

別表第2第1項第11号の表中「1,280円」を「1,300円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第2第1項第12号の表中「550円」を「560円」に、「700円」を「710円」に、「720円」を「730円」に、「650円」を「660円」に、「880円」を「890円」に改める。

別表第2第2項中「剣道場利用料金」を「剣道場・フィットネスルーム利用料金」に改め、同項第2号アの表中「4,510円」を「4,590円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「2,250円」を「2,290円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「4,470円」を「4,550円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「2,230円」を「2,270円」に改める。

別表第2第2項第2号イ中「剣道場」を「剣道場・フィットネスルーム」に改め、同号イの表中「2,160円」を「2,200円」に、「4,360円」を「4,440円」に、「1,080円」を「1,

100円」に、「2, 180円」を「2, 220円」に改める。

別表第2第5項の表に次のように加える。

陶芸窯	1回につき 3, 300円
-----	---------------

附 則

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第2条中千葉県コミュニティセンター設置管理条例第1条第1項の表及び別表第2第1項第1号の表の改正規定、同項第2号の表の改正規定（「660円」を「670円」に、「650円」を「660円」に、「640円」を「650円」に、「630円」を「640円」に、「670円」を「680円」に、「3, 160円」を「3, 210円」に改める部分に限る。）並びに同項第4号の表、同項第5号の表、同項第6号の表、同項第7号の表、同項第8号の表、同項第9号の表、同項第10号の表、同項第11号の表、同項第12号の表並びに別表第2第2項第2号アの表及び同号イの表の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉県ハーモニープラザ設置管理条例第13条第1項の規定による指定管理者の指定の方法及び第2条の規定による改正後の千葉県コミュニティセンター設置管理条例附則第4項前段の規定による指定管理者の指定の方法及びこの条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の千葉県コミュニティセンター設置管理条例別表第2の規定（千葉県中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館に係るものを除く。）は、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。